

令和5年度 第2回木更津市下水道事業審議会 会議録

日 時 令和5年11月2日(木) 午後1時30分から2時20分まで
場 所 木更津下水処理場1階会議室
出席者 (1) 下水道事業審議会委員

市議会議員 神蔵 五月
学識経験者 池田 庸、江野澤 均、河原林 和
高橋 めぐみ
受益者代表 室前 高雄、齋藤 隆彦、高木 厚行
高村 加奈子、齋藤 勇、安田 武夫
安部 敏男、石野 恵美、伊田 薫
天海 孝、鳥海 重次、鈴木 眞
大村 富良、江田 達宏
市 職 員 石井 宏典

以上20名

(2) 事務局

都市整備部長 吉田 究
都市整備部次長 兵藤 雅宏
下水道推進室長 平本 俊明
下水道推進室室次長兼経営係長 森川 博之
下水道推進室業務係長 桐谷 裕美子
下水道推進室施設係長 星野 裕司
下水道推進室建設係長 安田 研一
下水道推進室経営係主査 高橋 一隆

以上 8名

(3) 傍聴人 0名

欠席者 (1) 下水道事業審議会委員

市議会議員 座親 政彦、吾津 松太郎
学識経験者 武田 有

以上 3名

議題及び公開又は非公開の別(公開)

- (1) 受益者負担金について
- (2) その他

（１）開 会

（司会：経営係高橋主査） それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和５年度第２回木更津市下水道事業審議会を開催いたします。本日、司会を務めさせていただきます高橋です。よろしくお願いいたします。はじめに、前回皆様にお配りした委員名簿の訂正について、事務局からご連絡いたします。

（森川室次長兼経営係長） 事務局からご連絡いたします。前回、第１回目の資料でお配りいたしました委員名簿の中で、学識経験者であります河原林様のお名前のルビが「ナゴム」と振られておりましたが、正しくは「ノドカ」でございます。大変申し訳ございませんでした。前回の資料の方の訂正を皆様お願いしたいと思います。以上でございます。

（司会） 本日の会議にあたりまして、座親委員、吾津委員、武田委員から、それぞれ都合により欠席させていただきたいとの連絡を受けておりますので、皆様ご承知おきくださいますようお願いいたします。会議の開催にあたりまして、吉田都市整備部長からご挨拶を申し上げます。

（２）都市整備部長挨拶

（吉田都市整備部長） 吉田でございます。よろしくお願いいたします。本日はお忙しい中、委員の皆様におかれましては、令和５年度第２回木更津市下水道事業審議会にご出席賜り、誠にありがとうございます。日頃、本市の下水道事業の進捗につきまして、多大なご協力をいただいておりますことを、この場をお借りしまして感謝申し上げます。また、前回の審議会では、猛暑の中、多くの委員の皆様方に、下水処理場のご見学をしていただきました。私も小学生の頃、下水処理場の見学をした記憶がございますが、やはり大人になってから見ると、また少し違った見方もあるのかなというふうに感じたところでございます。ご見学いただきましてありがとうございます。

さて、今回の議事につきましては、受益者負担金についてとなります。負担金につきましては、下水道が整備されることに伴い、土地を所有している方から、整備費の一部をご負担いただくものとなります。今回は、その負担額の金額について、ご議論をいただく予定となっております。委員の皆様におかれましては、十分にご審議、ご意見を賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

（３）議 事

（司会） それでは会議に入る前に、お手元の配付資料の確認をさせていただきますと思います。まず、一番上に「審議会次第」という１枚の紙があるかと思えます。次に、ホチキスで綴じた「第２回木更津市下水道事業審議会資料」と書か

れたものが1冊お配りしてあるかと思います。審議会資料は表紙を除いて16ページの綴りとなっております。皆様、資料はおそろいでしょうか。

それでは、議事の方へ入らせていただきます。はじめに、本会議は木更津市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、会議及び議事録を公開することとなっており、会議録作成のため音声を録音いたしますので、あらかじめご承知おきをお願いいたします。また、発言の際は、お手元のマイクボタンをオンにして発言をし、発言後はボタンをオフにさせていただきますようお願いいたします。

それではこれより会議に入らせていただきたいと思います。池田会長、よろしくお願いいたします。

（議長：池田会長） 皆様、大変お忙しい中ご苦勞様でございます。それでは条例に従いまして、議長を務めさせていただきます。皆様には円滑な会議の進行にご協力をお願い申し上げます。

本日の会議は、委員総数23名中、出席委員は20名でございます。よって、木更津市附属機関設置条例第6条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を得ておりますので、会議は成立いたしました。

まず、議事に入る前に、会議録署名人の指名をさせていただきます。会議録署名人は受益者代表でありまして、名簿上の2番目の地区として記載してあります、桜井地区の高村委員をお願いいたします。

（高村委員） はい。

（議長） 会議録は事務局で作成するようでございますので、後日確認と署名をお願いいたします。

それでは、いよいよ議題に入ることにいたします。議題（1）の受益者負担金について、事務局から説明を願います。

（桐谷業務係長） 下水道推進室業務係長の桐谷と申します。私からは下水道の受益者負担金制度の概要について、第1回の時にも少しお話ししてありますが、第1回資料の「下水道受益者負担金 下水道使用料の手引き」を踏まえまして、本日の資料にて、簡単にご説明いたします。

まず、受益者負担金制度の基本的な考え方についてお話させていただきます。資料の1ページをご覧ください。公共事業は、通常、その受益が広く一般の住民に及ぶため、その財源は主に税金で賄われております。一方、事業によっては、特定の者に対してのみ、著しい利益が生じる場合があります。このような時、利益を受けるものに対し、事業費の一部の負担を求め、負担の公平を図ろうというのが、受益者負担金制度の基本的な考え方でございます。なお、受益者負担金の法的根拠でございますが、公共下水道事業が都市計画事業として実施される場合は、都市計画法第75条を根拠として、受益者負担金制度を採用しております。資料2ページ「4. 下水道受益者負担金制度の運用」をご覧ください。受益者負

担金制度の運用にあたっては、下水道財政研究委員会の提言が基本指針となっております。受益者については、事業により築造される公共下水道の排水区域内に存する土地の所有者になります。ただし、地上権、質権、使用貸借あるいは賃貸借による権利の目的となっている土地については、その権利者を受益者としています。

負担区については、負担金を負担していただく排水区域となります。排水区域が広い場合、区域全体の事業が終了するまでに相当の期間を要すること、また、地形等土地の状況によって、建設費が著しく異なることから、負担金の対象となる事業費を区域ごとに分割して算定しております。

負担金額の算定について、負担金の総額の決定にあたっては、建設費の末端管渠整備費相当額を目途とすることが適当とされ、末端管渠整備費相当額の3分の1から5分の1程度の負担率の採用をしております。

次に、本市の受益者負担金制度についてご説明いたします。本市では、木更津市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例が、昭和59年4月1日に施行されております。木更津市では、負担区制を採用し、現在、第1負担区から第5負担区を設定しております。資料の9ページから13ページに、その条例を記載させていただいております。13ページ別表のとおり負担区ごとの負担金額を規定しています。

続いて、現在設定されています第1負担区から第5負担区に係る単位負担金の算定方法についてご説明いたします。資料3ページ「2. 受益者負担金の算定方法」をご覧ください。（1）受益者負担金の総額は、受益の範囲内で事業費の一部を負担していただくという原則に立ち、汚水末端管渠整備費としております。

（2）算定方式は、土地の面積に単位負担金額を乗じた額を賦課する地積割方式を採用しています。（3）負担率は、近隣都市の負担水準等を勘案して、負担率4分の1を採用してきました。（1）から（3）を踏まえ、（4）単位負担金額の算定方法をご覧ください。単位負担金額は、負担区における受益者負担金総額を、受益者負担金算定面積、負担区の総地積で除して得た額に、負担金率補正4分の1を乗じて得られた額になります。

なお、現在の本市の負担区ごとの単位負担金額は、先ほど説明しました資料13ページの別表に記載されておりますとおり、1平方メートルあたり500円から700円となります。私の方から、受益者負担金の概要についての説明は以上でございます。

（森川室次長兼経営係長） 受益者負担金についての説明につきまして、下水道推進室室次長兼経営係長の森川から、本市の公共下水道の現状を簡単にお話した上で、今回の負担金の算定についてご説明をいたします。

まず、本市の公共下水道の現状についてでございますが、令和4年度末時点で、

普及率が 56.09%、水洗化率は 87.91%となっております。普及率につきましては、県平均の 76.1%を約 20%下回っている状況であり、快適で住みよいまちを目指し、計画的な下水道整備を推進して参りたいと考えております。なお、本市の下水道事業におきましては、令和 3 年度から令和 12 年度までの中長期的な経営の基本計画である下水道事業経営戦略を作成しており、これをもとに下水道事業を行っております。最近では、コロナ禍における電気代の高騰による維持管理費用の上昇や、物価上昇など、社会情勢を鑑みながら、今後の整備を進めていきたいと考えている状況でございます。

それでは今回の議事について、配付資料をもとに、受益者負担金の算定結果をご説明いたします。お手元の資料 5 ページをご覧ください。先ほど桐谷より受益者負担金の算定方法でご説明いたしました、既存の第 1 から第 5 負担区と同様の手法で行うことが、今回、第 6 負担区の算定については公平であると判断いたしまして、第 6 負担区の受益者負担金について、同様の算定方法にて算出したものでございます。なお、表 3 が既存負担区を設定した際の負担金額となります。また、参考資料といたしまして、県内の受益者負担金設定の状況及び近隣都市の状況を、資料の 7 ページに記載しております。

今回の単位負担金額の算定についてでございますが、まず資料の最後の 16 ページをご覧ください。今回の第 6 負担区の地区内で污水管渠を整備すると想定した際の管路となっております。この管路には、開削工法または推進工法による本管とサービス管がございます。5 ページに戻っていただきまして、表 4 をご覧ください。この管路をすべて足したものが、左側の管路延長合計の 2 万 2,092m となります。総事業費の合計が、右下の 34 億 7,652 万 1,000 円となりますが、このうち、資料の赤字で記載してあります単独事業費 17 億 2,661 万 4,000 円に、青字で書いてありますサービス管 2,728 万円の 50%分であります 1,364 万円を合計した、17 億 4,025 万 4,000 円が受益者負担金対象事業費となります。

そして、受益者負担金の算定面積は、区域面積 80ha から、道路、公園等の面積 21.7ha を引いた 58.3ha、平米ですと 58 万 3,000 m²となります。これらの数値をもとに、単位負担金額を求めますと、資料 5 ページ上段の四角で囲まれた結果のとおり、1 平方メートルあたり約 746.1 円ということになりました。この算定額から、前回と同様に既存の負担金額を考慮し、100 円未満を切り捨てまして、今回の第 6 負担区の単位負担金額を、事務局といたしましては 700 円に想定するところでございます。説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願います。

(議長) ありがとうございます。ただいま事務局から、受益者負担金について説明がありましたが、ご意見やご質問等がございましたら、挙手をもってお願いいたします。はい、神蔵委員。

(神蔵委員) 負担区内の区域ですけれども、請西字千束地内の一部とありますが、これを入れた理由、逆に入れなきゃいけない理由を教えてくださいなと思います。

(議長) 事務局いかがでしょうか。

(森川室次長兼経営係長) 16 ページの第6負担区のところが赤く囲っておりまして、住居表示上、一番上の方のところが千束となっております、真舟地区ですけれども、千束地区が入っております。

(神蔵委員) 下水道管としては入れておいた方がいいとか、昔からあるというか、千束台の新しいところや昔からある真舟の地域っていうふうに捉えてよろしいですか。

(森川室次長兼経営係長) 16 ページの一番上の、ちょうど三角形の上の部分あたりのところが一部千束台の区画整理区域と隣接しているところでございまして、真舟地区なんですけれども、全体といたしまして、住所は千束台という地名になっておるところですけれども、今回の真舟の範囲として整備して、千束台は区画整理の方で整備しておりますので、今回ここと繋ぐことで一体的な下水道区域となることになります。以上でございます。

(議長) よろしいでしょうか。他に。江田委員。

(江田委員) 立場的にこんなことを言ってしまうといいのかわからないのですが、一応地域の代表でもありますので、分からないことは教えていただきたいなと思います。

例えば、この会議で金額等を決めた後っていうのは、工事をやる前に、各地域に説明をするわけですね。まずそこから教えていただいて、それが終わった後、また何点かあるんですが。

(平本室長) 今回設定させていただきますのは、受益者負担金の条例がございまして、そのあたりを改正していかなくちゃいけないということと、今後、事業計画を定めた上で認可を取得して整備していくにあたって、事前にある程度負担区と負担金額を設定した上でないと、なかなか整備事業に取りかかれないというところがありまして、今現在設定しようとしているところでございます。

(江田委員) そうじゃなくて、その設定が決まったら、工事をされる地域の方々にそれをもとに説明をされるんですよねっていう。

(平本室長) 実際工事をする際に、地域の方々には説明に入らせていただきます。

(江田委員) そこを前提として聞きたかったんですよ。だとすると、自分もその説明を受けて、下水道工事をやったんですけれども、しょっちゅう受益者受益者っていう言葉がいっぱい出てくるんですけど、説明会の時にも、説明会に参加されていた皆さんが、何が受益者なんだ、っていう質問や意見が結構出ていまし

た。私もこちらの資料をいただいて、いろいろ見てみたんですけど、相当資料が古くて、これで果たして受益者って言えるのかなって。公平っていう言葉が所々ありますけれども、何が公平なのかなって。

実は私も今仕事していないものですから、収入はゼロです。非課税世帯です。それで実際に、下水道工事を全部ひっくるめてやると、4、50 万かかるわけです。そうすると、そういう高齢者だけの世帯に、じゃあこれお願いしますっていうのって、とても辛いんですよ。たまたま私はまだ幾らか余裕があったからやれましたけど、そうすると今、高齢者社会でそういうお宅がどんどん増えていて、ある一部のところ、お金のゆとりがあるところは工事をやるけども、やらないところもいっぱい出てくる。工事をやらないところが出てくれば、そんなに受益、利益を得られるんだらうか。逆に、浄化槽を入れていた時と金額的なものを比較してみたんですけど、変わらないんですよ。浄化槽の点検とか清掃が年にありますけど、その分、毎月の下水道代っていうのが追加されてますから、一応1年分を大ざっぱに比較してみても大して変わらないんです、金額的には。だったら何が利益になるんだらうって。

だからその辺を、もうちょっと皆さんに分かりやすくするような形でやっていかないと。先ほどの話だと、もう 90%ぐらいが水洗だっていうご説明がありましたけど、もう今の時代、汲み取りのところなんて、ほとんどないですよ、よっぽど山の方とか田舎の方じゃないと。でも、それが汲み取りがどうなんっていうのはこれに書いてあるんです。だからこれはもう利益にならないですよ、どこも水洗なんだから。だから、その辺の古い資料をそのまんま、古いまんまですーっと変えることなく見ていって、多分地域住民の人は、なかなか納得してくれずに、結局皆さんがやってくれなければ、本当の意味での利益にならないんじゃないですか。下水道っていうのは、一部の人だけがやっても、環境云々っていうところに関しては特に。だから、その辺をもうちょっと、今日の会議言うべきことなのかどうか分かんないですけど、特に説明する前には、言葉尻だとかを見直していただいて、説明されていく方がいいんじゃないかなって。このままの説明だと、今言ったような意見が多分あちこち出るだけじゃないかなって思います。何かちょっと外れてたかもしれませんが、以上です。

（議長） 下水道工事そのものの問題を取り上げてらっしゃると思います。どうですかね、事務局。

（平本室長） たしかにおっしゃられますように、なかなか理解というのが難しいのかなっていうところではございます。ただ、ずっと一貫して、こちらの方で説明させていただいているのは、生活環境の改善、あとは地域全体として考えて生活環境の改善に繋がるということと、あとは、ちょっと実感はわからないかもしれないんですけど、土地の資産価値というところが上がってくるというふうに

今までも説明さしていただいていたんですけど、たしかになかなかご理解のところは難しいのかなっていうところではございます。こちらの方としても、皆様に繋いでいただけるような形で、もう少し時代に沿ったといいますか、そういったところで説明をしていければいいのかなというところで、またその辺はこちらの方でもいろいろと考えさせていただきたいと思います。

(議長) たしかにおっしゃるとおり、高齢者世帯が増えておりますので、やっぱり負担は皆さん感じられると思いますので、市の方には丁寧な説明をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。はい、大村委員。

(大村委員) ちょっと確認なんですけども、16 ページに示されている、この赤で囲まれた中に土地を持っている方全員に受益者負担金が発生しますということだと思うんですけども。ほぼ宅地だと思うんですけども、用途地域が宅地じゃないところも、いくら金額が発生するのか、まずその辺を説明していただきたいと思います。全員土地を持っていたら、まず受益者負担金が発生しますよ、ということなのか、分かりやすく説明してください。

(平本室長) 用途地域に関係なく、すべての土地所有者にかかってまいります。

(大村委員) ということは、宅地、田んぼ、畑関係なく、土地があれば平米あたり、先ほど説明があった 700 円で掛けた金額が発生しますということでもいいわけですね。あとは繋ぐかどうかは各家庭によって、繋いだときは、その工事の代金が個別に発生しますってということだと思うんですけども、それは地域全体が、街が下水道に繋がって価値が上がるのでご理解してください、という説明でよろしいのでしょうか。

(平本室長) おっしゃるとおりでございます。

(議長) よろしゅうございますか。他に。神蔵委員。

(神蔵委員) こちらの手引きの 6 ページにある支払い方法についてなんですけども、これは税金の払い方と一緒に 4 期、4 回に渡ってやる予定になっておりますが、これはやっぱり市の条例なりで決まっている払い方なんでしょうか。

(桐谷業務係長) 3 年間に分けて、年間 4 期に分けて 12 回でお支払いいただくものでありまして、条例・規則の方で規定させていただいております。

(神蔵委員) 先ほど言われたように、高齢者の方の負担っていうのがやっぱりちょっと 3 年間では大きいような気がするんですね。払える方もいると思うんですけども。この辺の工夫などについては何かお考えがあるものなんでしょうか。

(桐谷業務係長) なかなか一括でというのが難しいところはございますが、報奨金制度もありまして、一括の場合は少し安くなるというところですね。ちょっと期を分けても難しいようであれば徴収の相談を受けまして、もう少し分けて納めていただくようなご相談に応じることもあります。

(神蔵委員) 工事に入る前に、多分前もってこういうことをおっしゃっていただけだと思うんですけども、早めに分かれば、その分の用意もしていただけるかなと思いますので、特に真舟地域は本当に高齢化が進んでいますので、その辺しっかり考えていただければと思います。

(議長) 他にございますか。安田委員。

(安田委員) 4点ほど、ちょっと細かいことになってしまいますけどお願いしたいと思います。まず1点目でございますけど、総額の積み上げがなされているようでございますけど、これは何か求める式というか、何か考え方があって、1,000円単位まで出ているので、ちょっと大変だったのかなっていう気がします、それが1点目。

2点目でございますけど、手引きを見ますと、県の補助金が入ったりして、負担金を求めているようでございますけど、今回補助金の見通しというのは考えられるんですか。補助金は考えられるかどうか。

3点目でございますけど、負担率4分の1という数字を採用しておりますが、先ほどの一覧表がございますけど、最近の例というのは非常に少ないようでございますけど、平成元年ぐらいが新しいようでございますけど、簡単に言うと、近隣のつていうような言い方をされていましたが、もうちょっと具体的に4分の1を採用した理由を教えてくださいなと思います。

また4点目でございますけど、この真舟地区の、これが決定した後に事業をしていくんでしょうけど、事業の見通し、何年ぐらいから何ヵ年ぐらいを見込んでいるのかと。以上4点をお知らせいただければと思います。

(議長) 事務局。それでは1点目から。

(森川室次長兼経営係長) 積み上げの式でございますが、下水道を整備した総事業費を第6負担区の公園とか道路を除いた面積で割り返しまして、それに負担率4分の1を掛けて出したものが金額の積み上げでございます、その中で単独事業費と書いてありますのは、その総額の工事費の中から国費の部分を除きまして計算しております。

4分の1を掛けた理由につきましては、今まで第1負担から第5負担区まで、今回のように審議会の中で決定して4分の1っていう結果が出ている中で、今回第6負担区につきましても、提言書の中で総工事費の中の3分の1、4分の1、5分の1が妥当であるという中で、4分の1が今まででは決定しているところですので、今回の第6負担区につきましても、4分の1という額を掛けて算出したところでございます。その辺は、第5から第1負担区の方が4分の1でございますので、公平に同じ4分の1でやることと、あと近隣市の方の状況を見ますと、やはり4分の1が妥当であるというところで判断をいたしました。

事業の見通しにつきましては、真舟地区は今年度基本設計を出しておりますの

で、これから詳細設計を出して、そのあと事業の予算措置を取ってから工事に入っていくという流れになります。現状としては、清見台ですとか、請西ですとか、市内の下水道整備も並行してやっているところでございますので、集中して真舟を整備していくというわけにはいきませんので、全体的な予算の範囲の中で、真舟も合わせて整備をしていくという考えでございます。

（安田委員） 事業費の積み上げの関係でもう1点、もうちょっと聞きたいんですが、今までの数値に見合う金額、今までの実績に今回の数量を掛けて、事業費を算出したという考えですか。それとも、新たな単価で新たに数値にかけて事業費を算出しているのかどうか。それともう1点ですけど、事業費の中には国庫補助金を見込んでいるということよろしゅうございますか。

（平本室長） 事業費の積み上げのところですけど、それぞれの管につきまして、実際にかかる工事費を算定しているところですが、前回の算定から比べますと、約1.3倍くらい工事費等は上がっているところでございます。その中で、補助金が、前は補助金対象が単位の管あたり45 m³以上だったんです。それが今回は、補助金の対象が15 m³以上になっていますので、補助金の対象としては大きくなっているというところがございます、補助金が今の段階では多く見込めるというところで、それで工事費を算出したところ、前回と同じような算定金額となっているところであります。

今後補助金についてというところなんですけど、他の市ではある程度下水道がすでに全域で整備されているというところもございます、国の方からは早く整備するようにと今まで言われてきているところなんです、なかなか木更津市としては、すべてにまだ及んでいないというところで、今整備を着々と進めているところなんです、何とか真舟地区が終わるぐらいまでは、国の意向というところもあります、補助金を使いながら整備していけたらと考えているところでございます。

（議長） よろしゅうございますか。他に。

（安部委員） 真舟地区の安部と申します。私が住んでいるところは2丁目なんです、真舟の。すぐ隣が南5丁目で、もう下水道が通ってるわけ。真舟地区に下水管をどうやって通すんやろと。隣、すぐ4メートル先は下水管が通ってるんですよ、南5丁目は。2丁目はすぐ隣だから、下水道管は南と一緒に結合するのか、どうするのかと。

（議長） 請西南と接しているということですかね。

（安部委員） そう。4メートルぐらいしか距離がないわけ、真舟と。4メートルぐらいの距離をどうするんだろうと、下水道管を繋げるのかなと。

（議長） その辺はどうでしょうか、工事の方は。事務局どうぞ。

（森川室次長兼経営係長） 16 ページの方の、真舟地区の載っている表の上の

方が下水処理場に近いところでございまして、下水処理場から幹線と言われる管を伸ばしてきているところでございますので、この地図で言いますと上の部分、こちらが下流になっておりまして、こちらから上流に向かって、整備を進めていくということになります。隣接した区画整理の区域、千束台や請西につきましては、下の方の幹線を整備して上流に向かって整備していく中で、ちょうどその時期になったら繋げていくというところで、区画整理の方からすぐに引っ張っていくというわけではございません。

(議長) 他にございますでしょうか。大村委員どうぞ。

(大村委員) 高齢者世帯も多い地区ということですが、税の優遇措置のようなものが賦課金に対してもあるのか。接続するしないにかかわらず、先ほども聞きましたけども、絶対支払う義務があるんですよというお願いをずっとしていくのか、そこをお聞かせください。

(平本室長) なかなか税の優遇措置というところまではちょっと踏み込めないかなというところなので、今の負担金を決めれば金額を決めたところをお願いします、というところでご理解いただくという形となります。

(大村委員) その場合にですね、先ほどから3年とか何年までにお願いしますという話は出ていますけども、それが仮に5年とか、長期に渡ってお願いしますよということは可能かどうか、この場でお答えできればお聞かせください。

(桐谷業務係長) 基本的には3年のうちにというところをお願いするところではございますけども、どうしても状況に応じてご相談をしていただくという形になってくるかと思います。長期に渡る場合もあるかと思います。

(議長) 他にいかがでございましょうか。

(安部委員) 先ほど言われたように、真舟も高齢者ばかりで、金額的にちょっと大きいなと思いながらね、下水道管が通れば、先ほど3年以内に契約するとかあるでしょうけども、いや私嫌よ、ということになればどうなんですか。

(議長) ちょっと難しいですね。事務局どうでしょうか。

(平本室長) なかなかご理解をいただけないというところは、過去にもたしかにあるところではございますが、負担金としては、下水道を使えるようになった時からいただくような形でお願いはしているところでございます。

(議長) やはり、丁寧にお願いしていくしかないんじゃないでしょうかね。

(安部委員) 真舟の場合は、もう50年間ずっとでしょ。もうほとんど80歳近い人ばかりなんですよ。みんな払いたくないよという声も多いわけ。

(議長) 今日の議題は、この負担金をいくらにするかっていうことなんですけれども、その根本の問題でございますのでね。これはやっぱり市の方でしっかり丁寧に、もう一度いろいろ考えてですね、いろいろな場合を想定して、丁寧にご説明していただきたいと思いますね。

他にいかがでございましょうか。そろそろご意見が出尽くしたようでございますので、ここで負担金の金額について、当審議会としての方向性を出したいと思えます。よろしければ、事務局案の 700 円ということで、決定したいと思えますが、よろしゅうございますでしょうか。

(委員より) ー異議なしの声ありー

(議長) ありがとうございます。異議なしの声がありました。それでは、当審議会としましては、負担金額を 700 円として、意見集約といたしたいと思えます。

最後の議題(2)その他に移ります。その他ということで、事務局から何かございますでしょうか。

(森川室次長兼経営係長) 委員の皆様、本日は貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。事務局の方から、今後の審議会の予定についてお知らせいたします。本日、ご審議いただきました内容をもとに諮問書を作成いたしますので、次回の審議会では、改めてその諮問に対しご審議いただいた上で、最終的な答申案を取りまとめたいと考えております。次回の審議会は、年が明けまして、来年の1月下旬頃を予定しておりますので、日程が決まり次第、郵送にてまたご連絡いたしますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(議長) 他に委員の皆様方から何かございますでしょうか。江田委員、どうぞ。

(江田委員) 要望なんですけど、次回が最後になるかと思うので。各地域の下水道の工事が、この地域はいつ頃から行われるとかっていう資料が、今回あるのかなと思ったら、一切そういう時期的なものがなかったので、かなり大ざっぱでも構わないんですが、もし計画的なものが分かるような資料があれば、資料として入れていただけるとありがたいです。やっぱり地域の方から、うちはいつから始まるんだっていう質問を結構受けるので。でも結局分からないっていう形になってしまう。あるいは、道路がガタガタだから市に直してって言ってほしいと言われても、下水工事がもうすぐ始まるからちょっと無理とかってことも言いやすいし、まだ先であれば、すぐ道路の工事をお願いするとかっていうのもあるし、もし可能なら、大ざっぱでも結構ですので、何年ぐらいからとかっていうのが、示していただけるとありがたいです。

(議長) 市の方はそういう計画が出てますでしょうか。事務局お願いします。

(平本室長) 真舟地区だけではなくて、今後の整備の予定というところですかね。

(江田委員) はい。

(平本室長) なかなか予算等の関係もありますので、何年度はこの地域っていうのが今、簡単にはちょっと決めてはいないところでありまして。

(江田委員) 無ければ、はい。

（議長）他にございませんか。無いようでございます。それでは、以上で本日の議題についての審議はすべて終了いたしました。皆様にはご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

（４）閉 会

（司会） それでは以上をもちまして、令和５年度第２回木更津市下水道事業審議会を閉会いたします。どうもお疲れ様でございました。

以上

議事録署名 高 村 加 奈 子 印